

別表（第5条関係）

経費の種別等	対象とする経費	対象としない経費
物品購入等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に必要な事務用品、資材の購入費 ・ 要綱第2条第2項第2号及び第3号の事業において、事業の一部として飲食を提供する場合の参加者数×500円を上限とする食糧費、材料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の個人に提供する記念品、景品等の購入費 ・ 要綱第2条第2項第2号及び第3号の事業において、事業の一部として飲食を提供する場合の参加者数×500円を超える食糧費、材料費
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費と備品購入費以外の対象とする経費の4分の1を超えない額の備品の購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費と備品購入費以外の対象とする経費の4分の1を超える額の備品の購入費
飲食費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一切対象としない
会場費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室、会場の使用料 ・ 会場設営費 ・ 事業実施に要した光熱水費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請団体の事務所（集会所）等の維持経費 ・ 事業実施に要した分が明確に区別できない光熱水費
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ等広報物の印刷費 ・ 記録写真の現像料 	
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究、デザイン等の委託費 ・ ホームページ等の制作委託費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請団体の構成員が経営する団体への委託費
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に要した送料 ・ 物品の搬入、搬出に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリン代等、事業実施に要した分が明確に区別できない費用
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に係る保険料 	
謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に伴う講師、出演者、協力者等への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請団体の構成員に対する謝礼
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業として実施する研修の資料代、講師謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部研修に参加するための交通費、参加費
補助金交付決定前に支出される経費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一切対象としない
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長が不相当と認める費用